

議案第20号

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、栗島児童クラブ室の新設及び引用法令等の条文整備に伴い、関係条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「北名古屋市西之保児童館」の次に「、北名古屋市宇福寺児童館」を加え、同条第2号中「第6条の2第12項」を「第6条の3第2項」に改める。

(北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正)

第2条 北名古屋市児童クラブ設置条例(平成18年北名古屋市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に、「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

第6条第5号中「前3号」を「前各号」に改める。

別表第1中

「

栗島児童クラブ	北名古屋市宇福寺長田28番地 (北名古屋市宇福寺児童館内)	30人
---------	----------------------------------	-----

」を

「

栗島ほほえみ児童 クラブ	北名古屋市中之郷栗島20番地 1(栗島児童クラブ室内)	40人
栗島ゆめっ子児童 クラブ		40人

」に

改める。

(北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例(平成1

8年北名古屋市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

栗島児童クラブ室	北名古屋市中之郷栗島20番地1
----------	-----------------

第5条ただし書中「業務時間」を「開室時間」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。